

「第263回判例・事例研究会」

日 時	平成30年7月11日
場 所	湊総合法律事務所 第1会議室
報 告 者	弁護士 野村 奈津子

【判例】

事件の表示	事 件 名 職務執行停止及び職務代行者選任の仮処分 命令申立事件 管轄裁判所 最高裁判所 決 定 平成29年2月21日 決定
テーマ	取締役会設置会社である非公開会社における、取締役会の決議によるほか株主総会の決議によっても代表取締役を定めることができる旨の定款の定め効力
事 案	<ul style="list-style-type: none">・ Y1は非公開会社、取締役設置会社。・ Y1の定款には、代表取締役は取締役会の決議により定めるが、必要に応じ、株主総会によって定める旨の定め（以下「本件定め」）あり。・ Xは元代表取締役。Y2は株主総会で選任された現取締役兼代表取締役。・ X→Y1及びY2 上記株主総会の決議の法令違反を理由に、Y2の取締役兼代表取締役の職務執行停止及び職務代行者選任の仮処分命令の申立。

判 旨

【判旨】（一部抜粋）

2 所論は、取締役会設置会社において、定款で株主総会の決議によっても代表取締役を定めることができるものとする^{こと}は、代表取締役の職務執行に対する取締役会の監督権限を弱めるから、本件定めは無効であるというものである。

3 取締役会を置くことを当然に義務付けられているものではない非公開会社（法327条1項1号参照）が、その判断に基づき取締役会を置いた場合、株主総会は、法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り決議をすることができることとなるが（法295条2項）、法において、この定款で定める事項の内容を制限する明文の規定はない。そして、法は取締役会をもって代表取締役の職務執行を監督する機関と位置付けていると解されるが、取締役会設置会社である非公開会社において、取締役会の決議によるほか株主総会の決議によっても代表取締役を定めることができることとしても、代表取締役の選定及び解職に関する取締役会の権限（法362条2項3号）が否定されるものではなく、取締役会の監督権限の実効性を失わせるとはいえない。

以上によれば、**取締役会設置会社である非公開会社における、取締役会の決議によるほか株主総会の決議によっても代表取締役を定めることができる旨の定款の定めは有効であると解するのが相当である。**

【射程外】

- ・ 公開会社の場合
- ・ 株主総会のみ代表取締役の選定権限を認める定款の定め